

バイオマス関連補助制度等 活用ガイドブック 2004

平成16年7月現在

九州地域バイオマス関係機関連絡会議

目 次

1 助成制度等

(1) 経済産業省

支援制度名	ページ	主な支援対象		
		地方公共団体	民間, NPO	個人
新エネルギー広報事業	1			
エネルギー需給構造高度化広報事業	2			
先進的新エネルギー技術導入アドバイザリー事業	3			
地域新エネルギービジョン策定等事業	4			
バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業	5			
バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業・同事業調査	6			
地域地球温暖化防止支援事業	7			
新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業	8			
地域新エネルギー導入促進事業	9			
新エネルギー事業者支援対策事業	10			

(2) 農林水産省

支援制度名	ページ	主な支援対象		
		地方公共団体	民間, NPO	個人
経営構造対策事業	11			
耕畜連携・資源循環総合対策事業	12			
新山村振興等農林漁業特別対策事業	13			
バイオマス利活用フロンティア推進事業	14			
バイオマス利活用フロンティア整備事業(食品リサイクル施設整備事業)	15			
" (地域バイオマス利活用施設整備事業)	16			
畠地帯総合整備事業	17			
林業・木材産業構造改革事業	18			
水産系副産物活用推進モデル事業	19			

(3) 国土交通省

支援制度名	ページ	主な支援対象		
		地方公共団体	民間, NPO	個人
環境共生住宅建設推進事業	20			
環境共生住宅市街地モデル事業	21			
次世代都市整備事業	22			
住宅市街地総合整備事業	23			
新世代下水道支援事業	24			
先導型再開発緊急促進事業	25			

都市公園整備事業	26			
21世紀都市居住緊急促進事業	27			
優良建築物等整備事業	28			

(4) 文部科学省

支援制度名	ページ	主な支援対象		
		地方公共団体	民間, NPO	個人
環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進に関するパイロット・モデル事業	29			

(5) 環境省

支援制度名	ページ	主な支援対象		
		地方公共団体	民間, NPO	個人
廃棄物処理施設整備費国庫補助金	30			

2 融資制度（利子補給制度）

支援制度名	ページ	主な支援対象		
		地方公共団体	民間, NPO	個人
地域エネルギー開発利用事業普及促進融資利子補給制度	32			
地域エネルギー開発利用発電事業普及促進融資利子補給制度	33			
民活法に基づく支援措置	34			
農林漁業施設資金	35			
農業近代化資金の建構築物等造成資金	36			
石油代替エネルギー資金（国民生活金融公庫）	37			
資源エネルギー資金（中小企業金融公庫）	38			
石油代替エネルギー・新エネルギー導入促進関連融資	39			

1 . 助成制度等

事業名	新エネルギー広報事業（新エネ・フロンティア21）
目的	地域住民の新エネルギー導入への関心を高めるため、新エネルギーに関する広報事業の支援、イベントの開催等による普及広報活動を行う。
助成対象者	地方公共団体
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー施設見学会（小学生（高学年）とその保護者を対象） 新エネルギー施設見学とバス車内でのビデオ研修、ソーラーカー工作教室を組み合わせた事業 ・新エネルギー教室（小学生（4～6年生）、中学生を対象） 小学生：新エネルギー勉強会とソーラーカー教室を組み合わせた事業 中学生：新エネルギー勉強会 ・新エネルギー講演会（一般を対象） 新エネルギー（環境）をテーマとした有名タレントによる講演会（北野大、清水国明） ・自治体等新エネルギー展（屋内・屋外）（一般を対象） パネルや模型の展示、親子ソーラーカー教室、アトラクション（ふあふあ、キャラクターショー）など <p><u>支援内容</u></p> <p>上記事業に対する実質的な進行・運営及び当該事業に係る費用負担を（財）新エネルギー財団が担う。</p>
所管省庁 (申請窓口)	（財）新エネルギー財団 広報普及部広報課 TEL 03-5275-9828
活用事例	<p>《H15年度実績》</p> <p>新エネルギー施設見学会：北九州市、筑紫野市、熊本県 新エネルギー展：春日市、筑後市、植木町、根占町、中種子町 新エネルギー教室：福岡市、大木町、唐津市、宮崎市、延岡市、 日向市、垂水市、東市来町 新エネルギー講演会：太宰府市、日向市、大口市</p>

事業名	エネルギー需給構造高度化広報事業（固定的展示事業）
目的	新エネルギー・省エネルギーを紹介する模型の展示事業を行う地方公共団体等に対し、模型の製作費等を補助することにより、新エネルギーや省エネルギーについて広く一般の理解を促進する。
助成対象者	地方公共団体等
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <p>新エネルギー・省エネルギーについて、広く一般の理解を深めるために、展示模型を地方公共団体等の児童館や科学技術館等に常設展示（固定的展示）する。</p> <p><u>対象事業</u></p> <p>地方公共団体等の公共的機関が運営管理する科学館・こども科学館で、来場者数等の面で広報効果が十分期待できる施設内にバイオマス、太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、燃料電池等の新エネルギー・省エネルギー等の技術を紹介する模型を展示する事業</p> <p><u>対象経費</u></p> <p>展示模型製作費</p> <p><u>助成内容</u></p> <p>NEDO技術開発機構が対象となる展示模型を製作。製作された展示物は一定期間（貸与期間：2年）無償貸与の後、一定の手続きを経て、無償譲渡</p>
所管省庁 (申請窓口)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO技術開発機構)情報・システム部広報グループ TEL 044-520-5151
活用事例	《H5年度》バイオマス等新エネ紹介ビデオ（神戸市立青少年科学館） 《H13年度》バイオガス模型「メタンガス発電所」（京都市環境局）

事業名	先進的新エネルギー技術導入アドバイザリー事業 (事業開始:H11年度~)
目的	地方自治体、民間企業等に幅広く新エネルギー導入のための情報提供、技術指導、普及啓発等のアドバイザリー事業を行うことにより、新エネルギーの加速的な導入を図る。
助成対象者	地方公共団体、民間企業等
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入指導 説明会、展示会開催、巡回指導等 ・導入ガイドブック作成 ・専門家派遣 <p><u>費用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NEDO技術開発機構が講師としてのみ参加する場合：無料 事業者からNEDO技術開発機構へ依頼し承諾を得ることが必要である。 ・NEDO技術開発機構との共同開催による事業実施 NEDO技術開発機構の費用負担がある場合は、事前に、事業者からNEDO技術開発機構への共同開催を依頼し、承諾を得ることが必要である。
所管省庁 (申請窓口)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO技術開発機構)西日本事業管理センター TEL 092-642-8001
活用事例	地方公共団体によるセミナー、説明会等

事業名	地域新エネルギー・ビジョン策定等事業 (事業開始: H 7 年度~)
目的	地方公共団体等が新エネルギーの導入や地域住民への普及啓発を図るために必要となる「ビジョン」策定に要する費用の補助を行う。 また、個別プロジェクトにおける事業化フィージビリティスタディに要する費用についても補助を行う。
助成対象者	地方公共団体(広域地域を含む)、地方公共団体の出資に係る法人等
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>地域新エネルギー・ビジョン策定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期段階調査：新エネルギー賦存量、利用可能量の分布等調査 ・ビジョン策定：基本計画、重点プロジェクト等の策定 <p>重要テーマに係る詳細ビジョン策定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域新エネルギー・ビジョンに基づくシステム具体化の検討 ・の調査で検討しなかったバイオマス、雪氷冷熱を対象としたビジョンの策定 <p>事業化フィージビリティスタディ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域新エネルギー・ビジョン等に基づき実施されるプロジェクトで、特にモデル性の高い重要なものの事業化調査 <p><u>補助率</u></p> <p>定額</p>
所管省庁 (申請窓口)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO技術開発機構)西日本事業管理センター TEL 092-642-8001
活用事例	<p>《H 7 ~ 15 FY策定実績》</p> <p>地域新エネルギー・ビジョン</p> <p>福岡県 20 件、佐賀県 7 件、長崎県 7 件、熊本県 26 件、 大分県 14 件、宮崎県 8 件、鹿児島県 55 件</p> <p>重要テーマに係る詳細ビジョン</p> <p>福岡県 1 件</p> <p>事業化フィージビリティスタディ</p> <p>熊本県 1 件、大分県 1 件</p>

事業名	バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業（補助事業） (事業開始H15年度～)
目的	バイオマス及び雪氷熱のエネルギー利用に係るデータの収集・蓄積・分析を行い、ノウハウ・データの蓄積などにより、今後のバイオマス等未活用エネルギーの本格的な導入を促進させ、新エネルギー導入目標の達成ひいては、石油代替エネルギーの開発及び導入促進に資する。
助成対象者	【一般枠】地方公共団体、民間企業、第3セクター、公益法人、NPO法人等 【バイオマスマウンターン枠】市町村
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス、雪氷の賦存量調査、収集・運搬に係る経済データ、社会システム上の特質・課題等 ・エネルギー変換システムの変換効率、環境特性、運用パターン等の運転特性に関わるデータ、運転経費、保守経費等の経済データ、経年劣化等データの特質・課題等 ・エネルギー利用に関する利用率、利用方法等に關わる運用データや外部供給とのコスト比較データの特質・課題等 ・地域住民との連携に關わる現状や課題 <p><u>対象システム</u></p> <p>バイオマスエネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶融ガス化等熱化学的変換技術による燃料化システム ・メタン発酵等生物化学的変換技術による燃料化システム ・直接燃焼による熱利用システム など <p>雪氷熱エネルギー</p> <p><u>対象経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費（研究・調査員人件費及び補助人員人件費） ・調査費（バイオマス等エネルギーシステムに係る事業調査費等） ・諸経費（委員会を設置する場合の諸経費や報告書作成費等） <p><u>補助率</u></p> <p>定額（限度額：1,000万円）</p>
所管省庁 (申請窓口)	九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 TEL 092-482-5475
活用事例	木質（新日本製鐵株） 家畜ふん尿等（(有)バイオエナジー、大分新電力協同組合、知覧町） し尿汚泥等（長陽村）

事業名	バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業・同事業調査 (事業開始:H14年度~)
目的	バイオマス・雪氷エネルギー等未活用エネルギーの利用に係る実証試験として設備を設置し、運転データの収集・分析、ノウハウ・データの蓄積等によって未活用エネルギーの本格的な導入を図る。
助成対象者 (共同研究事業者)	地方公共団体、民間企業、公益法人、大学等
制度内容	<p><u>対象システム</u></p> <p>バイオマスエネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶融ガス化等熱化学的変換技術による燃料化システム ・メタン発酵等生物化学的変換技術による燃料化システム ・直接燃焼による熱利用システム など <p>雪氷エネルギー</p> <p><u>共同研究対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証試験 <p>実証試験設備の設置のうち、その設置に要する費用をNEDO技術開発機構が共同研究者として負担する。なお、当該システムの設置後、NEDO技術開発機構が当該システムの実証試験運転に係る評価解析を行うため、採択された共同研究者に運転データ等の提供を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業調査(FS) <p>実証試験設備設置に係る調査に要する費用をNEDO技術開発機構が負担する。</p> <p><u>負担割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証試験：1/2相当額 ・事業調査(FS)：定額（上限額あり） <p><u>実施スキーム</u></p> <pre> graph TD A[NEDO技術開発機構] -- "定額(上限あり)" --> B[実証試験調査(FS)] B --> C[実証試験に移行] A -- "1/2負担" --> D[実証試験 システム設置 運転・データ収集] </pre>
所管省庁 (申請窓口)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO技術開発機構)西日本事業管理センター TEL 092-642-8001
活用事例	事業調査：出水市

事業名	地域地球温暖化防止支援事業 (事業開始:H13年度~)
目的	民間団体や地方公共団体が一体となった地域レベルにおける地球温暖化対策への取組をより一層推進していくため、新エネルギー導入の促進及び省エネルギー普及の推進を図る。
助成対象者	地方公共団体、公益法人・NPO法人・民間団体等で法人格を有する者
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>地方公共団体が策定した地域における計画に基づき実施される事業であって、同一事業者が実施する新エネルギー設備と省エネルギー設備を組み合わせた複数の設備導入事業</p> <p>ただし、新エネルギー設備と省エネルギー設備の組合せによらない複数の設備導入事業であっても、当該事業にモデル性等が認められる場合は対象とする。</p> <p><u>地域における計画</u></p> <p>経済産業省及びNEDO技術開発機構補助事業に基づいて策定した「地域新エネルギービジョン」、「地域省エネルギービジョン」のほか、概ね、次の法律に基づき策定された計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ・ 環境基本法 ・ 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法） ・ 環境基本条例 <p><u>補助率</u></p> <p>1/2以内（ただし、営利活動に伴う事業は1/3以内）</p>
所管省庁 (申請窓口)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO技術開発機構)西日本事業管理センター TEL 092-642-8001
活用事例	

事業名	新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業 (事業開始:H15年度~)
目的	営利を目的としない民間団体等が営利を目的とせずに自ら新エネルギー設備を導入する事業や、新エネルギー等に関する普及啓発事業への支援を行うことにより、地域間の草の根レベルでの新エネルギー導入の加速化を図る。
助成対象者	新エネルギー・省エネルギー設備導入事業 NPO法人、公益法人、その他の法人格を有する民間団体 新エネルギー・省エネルギー普及啓発事業 NPO法人、公益法人、その他の法人格を有する民間団体等又はこれらに準ずる者
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>新エネルギー・省エネルギー設備導入事業 営利を目的としない民間団体等が営利を目的とせずに自ら新エネルギー設備を導入する事業</p> <p>新エネルギー・省エネルギー普及啓発事業 営利を目的としない民間団体等が営利を目的とせずに新エネルギー等に係る普及啓発事業を実施する事業</p> <p><u>補助率</u></p> <p>1/2以内</p>
所管省庁 (申請窓口)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO技術開発機構)西日本事業管理センター TEL 092-642-8001
活用事例	社会福祉法人・NPO法人による太陽光発電システム導入、普及啓発

事業名	地域新エネルギー導入促進事業 (事業開始:H 9年度~)
目的	地方公共団体が行う新エネルギー導入事業のうち、先進性があり、他の自治体への普及効果が高い新エネルギー導入事業及び普及啓発事業の実施に必要な経費に対し補助を行うことにより、新エネルギーの加速的導入促進を図る。
助成対象者	地方公共団体
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>地方公共団体が策定した地域における新エネルギー導入促進のための計画に基づき実施される新エネルギー導入事業</p> <p>に関して地方公共団体が実施する新エネルギー導入促進普及啓発事業</p> <p><u>補助率</u></p> <p>新エネルギー導入事業 1/2以内(又は1/3以内)</p> <p>新エネルギー導入促進普及啓発事業 定額(限度額:2,000万円)</p>
所管省庁 (申請窓口)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO技術開発機構)西日本事業管理センター TEL 092-642-8001
活用事例	市来町によるバイオマス発電導入 など

事業名	新エネルギー事業者支援対策事業（債務保証及び補助事業） (事業開始：H 9 年度～)
目的	新エネルギー利用を行う事業者を資金面で支援することにより、新エネルギーの利用を加速化する。
助成対象者	民間企業等
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」第8条に規定する主務大臣の認定を受けた利用計画に基づいて行われる導入事業の実施に対し、事業費の一部を補助するとともに、金融機関からの借入に対して債務保証を行う。（事業費のみ又は債務保証のみも可）</p> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の取組として先進的であること ・我が国の新エネルギー供給力の強化にとって特に有効なものであること ・当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること ・事業実施の計画が確実かつ合理的であること ・原則として、規模、効率性等の基準を満たすものであるか又はそれらと同等の効果を有するものであること <p><u>補助率等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1/3以内 (補助対象費用は設計費、設備費、工事費、諸経費) ・債務保証 保証対象比率：対象債務の90% 保証限度額：基金の15倍 保証料：保証残高の年0.2% ・補助期間：原則として最大4年間
所管省庁 (申請窓口)	<p>利用計画の認定 九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 TEL 092-482-5475</p> <p>債務保証 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO技術開発機構) 新エネルギー対策企画課</p> <p>補助事業 資源エネルギー庁新エネルギー対策課事業者支援グループ</p>
活用事例	

事業名	経営構造対策事業 (事業年度：H12～21年度)
目的	「食料・農業・農村基本法」の基本理念に即し、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、地域農業に関わる幅広い関係者の地域の合意形成を前提としてこれを実現していくための生産・流通・加工・情報・都市農村交流等の施設を総合的に整備することにより、担い手となる経営体の確保・育成を図る。
助成対象者	都道府県、市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体等
制度内容	<p><u>対象事業</u> 土地基盤整備、経営体质強化・多角化等施設整備（新エネルギーを活用した施設整備を含む。）</p> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益戸数は、原則として3戸以上とする。但し、特定農業法人は例外規定あり。 ・事業計画の内容が地域農業マスターplanに合致していること。 ・認定農業者の増、担い手への農地の利用集積の増、遊休の農地の解消の3要件達成及び地区選択目標農地2要件クリア。 <p><u>補助率</u> 1/2, 1/3, 4/10以内</p> <p><u>実施スキー</u>ム</p> <pre> graph TD subgraph Stage1 [事業指定] A[市町村長] -- 指定申請 --> B[県知事] B -- 協議 --> C[農政局長] C -- 回答 --> A A <-- 指定 --> B end subgraph Stage2 [計画認定] A -- 認定申請 --> B B -- (認定) --> C C -- 同意 --> A C -- (第三者委員会への意見聴取) --> B end subgraph Stage3 [事業実施] A[事業主体] <--> B[市町村長] B <--> C[県知事] C <--> D[農政局長] Note["(補助金交付決定, 概算払い等)"] end </pre>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省経営局構造改善課 TEL 03-3502-8111 九州農政局生産経営流通部構造改善課計画推進係 TEL 096-353-3561内

事業名	耕畜連携・資源循環総合対策事業
目的	家畜排せつ物、食品廃棄物等有機性資源の有効利用、耕種作物を活用した自給飼料の増産、総合的なコンストラクターの育成等を推進するために必要な施設・機械の整備等を実施する。
助成対象者	都道府県、市町村、農業者団体、民間団体等
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型農業・食品産業総合支援事業 共同利用施設整備、共同利用機械整備、バイオガス等先端技術を取り入れた食品廃棄物リサイクル施設、肥飼料化とメタン発酵を組み合わせたリサイクル施設の整備等 ・耕種作物活用型飼料増産対策事業 ・総合コンストラクター育成対策事業 <p><u>採択要件</u></p> <p>地域農業マスターPLANを策定した県、市町村が対象。また、事業実施に当たっては、事業実施計画において定量可能な目標を設定する必要がある。</p> <p><u>補助率</u></p> <p>1/2、1/3等（事業や地域によって異なる。）</p>
所管省庁 (申請窓口)	九州農政局生産経営部農産課、畜産課 TEL 096-353-3561
活用事例	みやざきバイオリサイクル（鶏ふん発電施設）

事業名	新山村振興等農林漁業特別対策事業 (事業開始: H11年度~)
目的	山村等の多面的な機能の発揮を通じつつ、総合的視野に立った地域の活性化と、定住の促進のための支援措置を実施する。
助成対象者	都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、第3セクター等
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>地域資源循環活用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物及び残飯等の家庭ゴミによる生活残さ、農産物の非商品化部分を活用した堆肥化施設 ・塩化ビニール等の生産資材の廃棄物を活用し、温室の熱源にする等エネルギー転換施設 ・地熱、温泉熱、風力、水力等を活用した農業生産施設及び地域コミュニティ活動、都市農村交流活動にも活用できる多目的施設及びこれらの附帯施設 <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興5法（山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、特定農山村法）のいずれかに該当する地域等（89市町村） ・地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のために必要な事業を総合的かつ多面的に実施すること ・個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画等からみて適切なものとする。 <p><u>補助率</u></p> <p>1/2以内</p> <p>平均事業費：一般型 2.2億円、全部山村・特定農産村型 3.3億円 広域類型 4.4億円</p> <p>平均事業期間：4年間</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省農村振興局地域振興課中山間地域振興室 TEL 03-3502-8111 九州農政局農村計画部農村振興課山村振興係 TEL 096-353-3561
活用事例	熊本県苓北町　苓北町たい肥センター

事業名	バイオマス利活用フロンティア推進事業 (事業開始: H15年度~)
目的	地域におけるバイオマス利活用に関する計画策定、実用化に関する調査・実証、システム構築等をバイオマスの種類に応じて総合的に実施するとともに、バイオマスプラスチックに関する利用評価、普及啓発等を行い、バイオマスの有効利用を促進し、もって環境と調和のとれた循環型社会の構築を図る。
助成対象者	都道府県、市町村、第3セクター、農林漁業者の組織する団体、消費生活協同組合、NPO法人、事業協同組合
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス利活用推進協議会の開催 バイオマス資源の利活用を推進するため、耕種、畜産、食品、農村振興、林野、水産等の関係者で構成する協議会を開催し、バイオマス利活用方策等について検討を行う。 ・都道府県及び市町村地域においてバイオマスの現状把握、物質収支計画、循環利用システム等を内容とするバイオマス資源の総合的な利活用を推進するための計画を策定する。 ・その他 土づくり関連対策 畜産環境保全関連対策 食品廃棄物関連対策 使用済資材適正処理関連対策 バイオマス由来プラスチック導入実証支援 など <p><u>補助率</u></p> <p>1/2</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省農村振興局農村政策課 TEL 03-3502-8111 九州農政局農村計画部農村振興課農村資源利活用係 TEL 096-353-3561
活用事例	

事業名	バイオマス利活用フロンティア整備事業(食品リサイクル施設整備事業) (事業年度: H16~18年度)
目的	食品循環資源を最大限に利用したリサイクルに取り組むため、モデルの施設を整備し、リサイクルの成果の実証・波及を通じて食品に係る循環型社会の構築を図る。
助成対象者	都道府県経由事業協同組合、再生利用事業者等
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新素材・エネルギータイプ バイオガス化等先端技術を取り入れ、新素材・エネルギーへリサイクルする施設の整備 ・複合技術対応タイプ 肥飼料等農業分野での利用とバイオガス化等エネルギー分野での利用を組み合わせたリサイクルを推進するために必要な施設の整備 ・連携推進タイプ 食品関連事業者、再生利用業者等が連携した一体的なリサイクルを推進するために必要なリサイクル施設整備 <p><u>補助率</u></p> <p>1/2, 1/3, 1/4</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室 TEL 03-3502-8111 九州農政局生産経営流通部食品課食品リサイクル係 TEL 096-353-3561
活用事例	

事業名	バイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業） （事業開始：H15年度～）
目的	新技術等を活用したバイオマス利活用施設をモデル的に整備し、地域におけるバイオマスの利活用を推進する。
助成対象者	地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体若しくは民間事業者が参加する共同事業体、PFI事業者
制度内容	<p><u>対象事業</u> 新技術等を活用したモデル的なバイオマス利活用施設の整備</p> <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新技術等を有する施設を整備すること ・施設整備・管理運営に必要な資金の調達能力をゆうすること ・円滑な管理運営に必要な組織体制が整備されていること ・原材料が安定的に確保できることが見込まれること ・製品の安定的な需要がみこまれることなど <p><u>補助率</u> 1/2</p> <p><u>バイオマスの定義</u> 光合成によって太陽エネルギーを蓄えた生物資源をエネルギーとして利用するもので、薪や木炭などの固体燃料のほか、アルコール発酵・合成などから得られる液体燃料、家畜の排せつ物などのメタン発酵から得られる気体燃料などを指す。</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省農村振興局農村整備課 TEL 03-3502-8111 九州農政局農村整備課集落排水係 TEL 096-353-3561内4675
活用事例	熊本県鹿本地区（メタン発酵エネルギー化施設等） 福岡県福岡地区（漁さい飼料化施設）

事業名	畠地帯総合整備事業（担い手育成型・担い手支援型）
目的	基盤整備と併せて、地域資源を利活用する施設等の整備を行い、農業生産の補完や集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給し、農家経営の安定や、地域の活性化を図る。
助成対象者	都道府県（担い手育成型、担い手支援型）
制度内容	<p><u>対象事業</u> 太陽光、太陽熱、風力、温泉水、雪等の地域に賦在する資源を利用して、農家の経営の安定化とともに公共施設に利用されるもの</p> <p><u>対象経費</u> 太陽光発電の場合、太陽電池、周辺装置、データ計測装置、工事費等</p> <p><u>採択要件</u></p> <p>担い手育成型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用用排水施設、農道、区画整理の事業のいずれかを行うこと ・各事業の受益面積の合計が20ha（奄美・離島10ha）以上 ・農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域であること ・活性化計画等が作成されていること ・農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかであること <p>担い手支援型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用用排水施設、農道、区画整理の事業のいずれかを行うこと ・各事業の受益面積の合計が30ha（奄美・離島20ha）以上 ・当該市町村において畠地帯の担い手を支援するための整備計画が定められていること ・担い手農家戸数が受益農家戸数に占める割合又は担い手農家の経営面積が受益面積に占める割合が、10%以上であること ・原則として3戸以上の担い手が存在（農業生産法人を除く。） <p><u>補助率</u> 県営：内地 50%，離島 52%，奄美 2/3</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省農山村振興局整備部水利整備課 TEL 03-3502-8111 又は 九州農政局整備部水利整備課 TEL 096-353-3561
活用事例	平成9年度：知名町 須原地区 平成12年度：和泊町 池当地区

事業名	林業・木材産業構造改革事業 (事業開始: H14年度~)
目的	林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給、利用確保を強力に推進する観点から、都道府県ごとに策定する林業・木材産業構造改革プログラムに即し、川上・川下を通じ、経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成に地域材の安定的な供給を目的とする。
助成対象者	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体等及び木材関連業者等の組織する団体等
制度内容	<p><u>1 林業経営構造対策事業、木材産業構造改革事業</u> (事業年度: H14~18年度) 森林バイオマス等活用施設整備事業</p> <p><u>事業内容</u> 森林及び木材の加工過程等で発生するバイオマスを活用するために必要な施設の整備を行う。</p> <p><u>対象経費</u> 森林バイオマス再利用促進施設、木質エネルギー等利用促進施設及びこれらの附帯施設の整備に要する経費</p> <p><u>2 地域材利用促進対策事業</u> (事業年度: H14~19年度) 木質バイオマスエネルギー利用促進事業</p> <p><u>事業内容</u> 木質バイオマスの利活用のため、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材や木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。</p> <p><u>対象経費</u> 林地残材活用機材の木質バイオマスエネルギー供給施設等の整備に要する経費</p> <p><u>3 補助率</u> 1/3, 4/10, 1/2</p>
所管省庁 (申請窓口)	林野庁 経営課、木材課 TEL 03-3502-8111
活用事例	移動式木材破碎装置、バイオマス発電施設等

事業名	水産系副産物活用推進モデル事業 (事業開始:平成15年度~)
目的	<p>貝殻等の水産系副産物を水産基盤整備事業に活用するにあたっては、貝殻の資材としての強度、耐久性や構造物としての強度、耐久性、機能を検証し事業を実施する必要がある。</p> <p>このため、貝殻等の水産系副産物の資材としての強度や耐久性を確認しつつ、覆砂材、地盤改良材、裏込材やコンクリート骨材等として水産基盤整備事業に活用し、施工後にも強度、耐久性や機能の検証を行い水産系副産物の水産基盤整備事業へのリサイクル技術の確立を図る水産系副産物活用推進モデル事業を平成15年度に創設した。</p>
助成対象者	水産基盤整備事業主体(都道府県、市町村等)
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貝殻等の水産系副産物の資材としての強度や耐久性の確認調査。 ・貝殻等の水産系副産物を漁場の覆砂材や資源培養礁などの漁場環境改善対策や漁港の地盤改良材、養浜材、裏込材等として水産基盤整備事業に活用。 ・モニタリング調査を実施し、構造物の強度、耐久性や水質浄化効果、増殖効果等の効果の検証。 <p><u>事業基本計画</u></p> <p>本事業を実施しようとする事業主体は、水産系副産物の集荷、再生処理(熱処理、粉碎処理等)、活用先の工事計画等を盛り込んだ事業基本計画を策定し水産庁長官の承認を受ける。</p> <p><u>補助率</u></p> <p>水産基盤整備事業の通常の補助率(1/2等)</p> <p>補助率は、活用する事業内容、実施地域(事業実施主体)等により異なる。</p>
所管省庁 (申請窓口)	水産庁漁港漁場整備部整備課(企画班) TEL 03-3502-8111(農林水産省代表)
活用事例	長崎県 壱岐地区 (粉碎したアコヤ貝殻を混入したコンクリート製魚礁の製作と同魚礁による漁場造成)

事業名	環境共生住宅建設推進事業
目的	気候、風土、環境等の特性を踏まえて、石油、天然ガス等化石燃料の削除、太陽熱等自然エネルギーの活用、水循環や廃棄物のリサイクルを考慮する等地球環境に対する負荷を低減する住宅（環境共生住宅）の普及を計画的、一体的に推進する。
助成対象者	地方公共団体
制度内容	<p><u>事業内容</u></p> <p>地方公共団体により策定される住宅マスタープランを構成する個別的事項「地域の住文化等に係る住宅供給に係る事項」の一つとして実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境共生住宅建設基本計画の策定 本事業を行う地方公共団体は、地域の特性を生かした環境共生住宅整備に関する基本方針、モデル住宅団地における環境共生住宅建設に関する計画を策定する。 <p>（計画の内容例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料の削除システム、自然エネルギー活用システムの導入計画 ・雨水利用、水の循環利用計画 ・廃棄物のリサイクル化促進計画 ・住宅の工、構法計画 ・屋外環境等自然との共生化計画 ・環境共生ライフプラン計画 <p><u>補助率</u></p> <p>1/3（地方公共団体の計画策定及びモデル住宅の建設に要する費用への補助）</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省住宅局住宅生産課 TEL 03-5253-8111
活用事例	

事業名	環境共生住宅市街地モデル事業
目的	地球温暖化防止等の地球規模での環境問題に総合的に配慮した環境共生住宅を普及するため、環境への負荷を低減する等一定の用件を満たすモデル性の高い住宅市街地の整備の推進を図る。
助成対象者	地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、民間事業者等
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計計画費 ・環境共生施設整備費 透水性舗装、雨水浸透施設、緑化公開空地、屋上緑化施設、コンポスト等のゴミ処理システム、雨水及び中水道等の水有効利用システム（整備計画に基づき分散設置される水有効利用システムで地方公共団体等が管理するものを含む。）、太陽光発電等の自然・未利用エネルギー活用システム、コーチェネレーションシステムの施設整備費 ・住宅へのSI方式の導入に要する費用 ・リサイクル建材の普及に資する建材又は構法の開発及び試行的建設に要する費用 <p><u>補助要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団的に建設される住宅団地又は新たに環境共生施設の整備を行う既設の住宅団地で概ね50戸以上（地方公共団体等が環境共生住宅市街地整備促進計画を定めた区域内にあっては概ね10戸以上）であること ・環境共生住宅市街地ガイドラインに配慮して、整備計画を定めること ・地球温暖化防止、資源の有効利用等及び自然環境の保全の各々の技術に対応した施設の製備を行うこと <p><u>補助率</u></p> <p>1/3（ただし、民間事業者又は地方住宅供給公社が施行者の場合にあっては、地方公共団体が補助する額の1/2以内かつ対象事業費の1/3以内）</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省住宅局住宅生産課 TEL 03-5253-8111
活用事例	

事業名	次世代都市整備事業 (事業開始: H 9 年度~)
目的	環境、エネルギー、防災、高度情報化等に関連する技術のうち、都市及び都市システムに関連する技術を複合・統合化し、パイロット事業として現実の都市への適用を先導的に行い、次世代の都市システムとして社会的定着を図ることにより、新たな都市像・都市生活像を示す。
助成対象者	地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団等
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>地方公共団体、公団等が各種要素技術を複合・統合化した次世代の都市システムを具体的な都市において展開する場合に支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー活用システム 太陽光等の自然エネルギーを収集、運搬、制御することにより都市のエネルギーとして活用するシステム ・都市エネルギー活用システム 未利用エネルギー（下水処理水の保有熱、清掃工場の廃熱、ビル廃熱等）を回収、運搬、制御することにより都市のエネルギーとして活用するシステム ・防災安全街区支援システム 大規模な災害を受けた際に、電気、上下水道、ガス等のライフラインのネットワークが切断されても、ライフラインが復旧するまでの間、エネルギー、水、熱等の供給等が可能な分散自立型の供給システムで、被災者の避難生活や救援活動を支えるシステムをいう。 ・高度情報通信システム 都市における下水道管管理用光ファイバーネットワークを活用し、これと市役所、小中学校等の公的機関とを光ファイバーで結ぶことにより、都市における情報ネットワークとして活用するシステムをいう。 ・都市廃棄物処理新システム 都市交通への負担の軽減、都市景観の向上、安全性・効率性の向上、利便性・衛生の向上等を目的としたごみの管路輸送システムで、その基幹部分を都市施設として都市計画決定し、都市計画事業として整備する。 <p><u>対象都市</u></p> <p>都市機能が集積しているか又は集積が見込まれており、次世代都市のためのパイロット事業の実施効果が見込まれる都市</p> <p><u>補助率</u></p> <p>1 / 3</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省都市局まちづくり推進課 TEL 03-5253-8111
活用事例	

事業名	住宅市街地総合整備事業
目的	都市の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等と併せて職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、市街地整備と住宅供給を総合的に行う。
助成対象者	市町村、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社、民間企業等
制度内容	<p><u>採択要件</u> 整備地区：重点地区を一つ以上含む地区にあって重点整備地区に 関連して良好な住宅市街地の整備が見込まれる地区 整備地区面積が 5 ha以上 住宅戸数密度が 30 戸 / ha以上の地区等</p> <p><u>拠点開発型</u> <u>助成内容</u></p> <p>整備計画作成等 整備計画作成 市町村・公団：3/4～1/2 公社・民間：1/3</p> <p>市街地住宅等整備 ・共同施設整備等 市町村・公団：1/3 公社・民間：1/3 ・公共空間等整備 市町村・公団・公社：1/2～1/3 公社・民間：1/3</p> <p>居住環境形成施設 ・市街地景観形成施設 ・環境共生施設（雨水浸透施設、コンポスト等、雨水等有効利用施設、太陽エネルギー利用システム）など 市町村・公団：1/3 公社・民間：1/3</p> <p>都市再生住宅等 建設・購入、調査設計、宅地整備等 市町村・公団：2/3～1/3 公社・民間：1/2～1/3</p> <p>街なみ環境整備 地区施設整備等 市町村：1/2～1/3 民間：1/2～1/3</p> <p>公共施設 道路・街路・都市公園等：1/2～3/10</p> <p>(他に沿道等整備型、密集住宅市街地整備型、耐震改修促進型など)</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 TEL 03-5253-8111
活用事例	

事業名	新世代下水道支援事業(リサイクル推進事業 未利用エネルギー活用型) (事業開始: H11年度~)
目的	省エネルギー型リサイクル社会の形成を促進しつつ良好な生活環境を確保するために、下水及び下水処理水の持つ熱を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー等を図る。
助成対象者	公共下水道管理者、流域下水道管理者
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>下水熱利用に必要な施設のうち、下水又は下水処理水の流れる施設(熱交換施設、送水施設、ポンプ施設)及びその附帯施設</p> <p>また、平成15年度から、下水汚泥とその他バイオマスの有効利用に必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設で、次のいずれかに該当するものも対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の熱の利用施設を整備すること ・ バイオマスの有効利用を推進するため、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した消化ガスをエネルギーとして処理場内で活用すること <p><u>補助率</u></p> <p>1/2等</p> <p><u>留意事項</u></p> <p>下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した消化ガスをエネルギーとして活用する場合には、事業実施主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等との協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省都市・地域整備局下水道部 TEL 03-5253-8111
活用事例	

事業名	先導型再開発緊急促進事業
目的	環境負荷低減や福祉空間形成、さらには安全市街地の形成に関し、基準に適合する施設建築物を整備するなど特に公共性の高い市街地再開発事業、優良建築物等整備事業を緊急に促進する観点から、付加的経費について別枠で補助を行い、各種政策課題への対応に資する事業の迅速化・円滑化を図ることにより、民間投資啓発・景気浮揚を促進する。
助成対象者	地方公共団体、民間企業等
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>環境対応促進型事業</p> <p>住宅部分については、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成11年3月31日通産省・建設省告示第2号）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成11年3月30日建設省告示第998号）に適合すること</p> <p>非住宅部分については、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成11年3月31日通産省・建設省告示第1号）に適合すること</p> <p><u>補助率</u></p> <p>建設工事費(他の国庫補助金が交付される部分に相当する額を除く)の3/100, 5/100, 7/100以下</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省住宅局市街地建築課 TEL 03-5253-8111
活用事例	

事業名	都市公園整備事業（建設副産物等の有効利用に資する公園） (事業開始：H4年度～)
目的	建設副産物や廃棄物の処理の立地支援やエネルギーの有効活用に資する都市公園等の整備を推進し、環境に対する負荷の軽減を図り、リサイクル思想の啓発に資する。
助成対象者	地方公共団体
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理施設一体緑地について、都市公園（緩衝緑地）として採択し、環境事業団に補助を行う。 ・ 建設残土や廃棄物の処理場として利用した跡地に設置する都市公園等やエネルギー有効活用施設が設置される都市公園等の重点的整備を行う。 ・ 緑のリサイクル施設等の設置に対して補助を行う。 ・ 自然エネルギー活用型発電施設に対して平成11年度より補助を行う。 <p><u>補助要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、面積2ha以上の都市公園であること ・ 総事業費が県で5億円以上、市町村で2億円以上 <p><u>補助率</u></p> <p>用地費：1/3 施設費：1/2以内 (単年度事業費：県 6,000万円以上、市町村 2,000万円以上)</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省都市局公園緑地課 TEL 03-5253-8111
活用事例	

事業名	21世紀都市居住緊急促進事業
目的	環境・資源問題の深刻化、高齢化社会の進展、防災上危険な市街地の未整備等多岐にわたる都市・住宅問題に対処しつつ、21世紀にふさわしいゆとりある生活空間の実現を図る。
助成対象者	地方公共団体、民間企業等
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地住宅・借上型公共賃貸住宅 市街地再開発事業、公営住宅（借上）、特定優良賃貸住宅（民間建設）、高齢者向け優良賃貸住宅（民間建設）等 ・公的直接建設住宅 公営住宅（直接建設、買収）、特定優良賃貸住宅（公共団体、公社等建設）、高齢者向け優良賃貸住宅（公団、公社等建設）等 <p><u>補助要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく省エネルギー基準（平成11年通商産業省・建設省告示第2号）を満たすこと ・長寿社会対応住宅設計指針等（平成7年6月23日付け建設省住備発第63号）を満たすこと ・地震被災時におけるく体の安全に配慮した設計構造であること ・空地面積の敷地面積に対する割合の割増を行ったもの <p style="text-align: right;">など</p> <p><u>補助率</u></p> <p>全体工事費から既存の補助事業に係る補助対象事業費を減じた額の3～7%等</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省住宅局住宅総合整備課市街地建築課市街地住宅整備室 TEL 03-5253-8111
活用事例	

事業名	優良建築物等整備事業 (事業開始: S 62年度~)
目的	土地の合理的利用の誘導を図りつつ、優良な建築物等の整備の促進を図ることにより、市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進する。
助成対象者	民間事業者等に補助する市町村
制度内容	<p><u>対象経費</u></p> <p>優良建築物等の整備に要する経費のうち次に掲げる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計計画費 ・建築物除却等費 ・共同施設整備費 <p><u>採択要件</u></p> <p>対象地域</p> <p>人口5万人以上市域・地方拠点都市地域等</p> <p>基礎的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区面積: 概ね1,000m²以上 ・地区要件: 一定規模以上の空地確保、一定の接道条件満足 ・階数: 地上3階以上 ・構造: 耐火建築物又は準耐火建築物 <p>個別要件</p> <p>共同化タイプの場合</p> <p>2人以上の地権者による共同化事業であること</p> <p><u>助成内容</u></p> <p>補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の補助は、市町村が民間事業者等に補助するのに要する経費の1/2以内で、かつ、当該事業に要する経費の1/3以内 ・県の補助は、市町村が民間事業者等に補助するのに要する経費の1/4以内で、かつ、当該事業に要する経費の1/6以内 <p>負担割合</p> <p>国: 1/3 県: 1/6 市町村: 1/6 民間事業者等: 1/3</p>
所管省庁 (申請窓口)	国土交通省住宅局市街地建築課 TEL 03-5253-8111
活用事例	

事業名	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業																												
目的	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の具体的な整備推進と実証的な検討を行うため、これに関するパイロット・モデル事業を実施し、児童生徒等の環境教育に資するとともに今後の学校施設の整備充実を一層推進する。																												
助成対象者	都道府県又は市町村																												
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、公立学校施設整備事業の新增改築事業又は大規模改造成事業に併せて実施する。 ・原則として、初年度は、児童生徒等の環境教育へ活用することを踏まえ、環境を考慮した学校施設の具体的な整備方法等について調査研究し基本計画の策定を行い、次年度以降、基本計画に基づき、建物等の整備を行う。 ・木材利用型（森林資源の保全に資する地域材の活用） ・資源リサイクル型（リサイクル建材の活用、生ごみ堆肥化装置の設置） ・自然共生型（建物緑化、屋外緑化） ・新エネルギー活用型 太陽光発電型、太陽熱利用型、その他新エネルギー活用型（風力、燃料電池等） ・省エネルギー・省資源型 など <p><u>補助率</u></p> <p>公立学校施設整備費国庫負担（補助）率に同じ (事業、学校、建物、地域、財政力の区分に応じ、1/3、1/2、5.5/10 ほか)</p> <p><u>事業年度</u></p> <p>平成14年度から5年間（ただし、建物等の整備に関する補助は、原則として基本計画を策定した年度から3年以内とする）</p>																												
所管省庁 (申請窓口)	文部科学省初等中等教局施設助成課 TEL 03-5253-4111																												
活用事例	<p>新エネルギー活用型（太陽光発電型）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>学 校 名</th> <th>設備容量</th> <th>設置年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大口市</td> <td>大口市立大口小学校</td> <td>50kW</td> <td>H 12</td> </tr> <tr> <td>根占町</td> <td>根占町立根占中学校</td> <td>80kW</td> <td>H 13</td> </tr> <tr> <td>国分市</td> <td>国分市立舞鶴中学校</td> <td>20kW</td> <td>H 14</td> </tr> <tr> <td>東市来町</td> <td>東市来町立東市来中学校</td> <td>40kW</td> <td>H 14</td> </tr> <tr> <td>知覧町</td> <td>知覧町立知覧小学校</td> <td>30kW</td> <td>H 14</td> </tr> <tr> <td>中種子町</td> <td>中種子町立中種子中学校</td> <td>40kW</td> <td>H 15</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	学 校 名	設備容量	設置年度	大口市	大口市立大口小学校	50kW	H 12	根占町	根占町立根占中学校	80kW	H 13	国分市	国分市立舞鶴中学校	20kW	H 14	東市来町	東市来町立東市来中学校	40kW	H 14	知覧町	知覧町立知覧小学校	30kW	H 14	中種子町	中種子町立中種子中学校	40kW	H 15
市町村名	学 校 名	設備容量	設置年度																										
大口市	大口市立大口小学校	50kW	H 12																										
根占町	根占町立根占中学校	80kW	H 13																										
国分市	国分市立舞鶴中学校	20kW	H 14																										
東市来町	東市来町立東市来中学校	40kW	H 14																										
知覧町	知覧町立知覧小学校	30kW	H 14																										
中種子町	中種子町立中種子中学校	40kW	H 15																										

事業名	廃棄物処理施設整備費国庫補助金		
目的	地方公共団体等が廃棄物の処理施設等を整備し、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。		
助成対象者	市町村（一部事務組合を含む。） (一般廃棄物処理施設において発電を行う自治体)		
制度内容	<p>対象事業 ごみ燃料化施設等の整備事業</p> <p>対象経費 自家消費用、特定供給用（公的性質を有する施設等への電力供給）の廃棄物発電に限り、自治体の一般廃棄物処理施設としてその整備に必要な経費 ・発電機　・過熱器　・蒸気タービン　・高圧復水器 ・低圧復水器　・電気計装設備（発電に係る部分）</p> <p>補助要件 構造指針に合致する施設であること</p> <p>補助率</p> <p>1 下記の(1)～(3)以外の事業：1/4</p> <p>(1) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に規定する公害防止計画に基づき整備される事業</p> <p>(2) 离島振興法の離島振興計画に基づき整備される事業</p> <p>(3) 奄美群島振興開発特別措置法に規定する振興開発計画に基づき整備される事業</p> <p>2 1の(1)～(3)の事業</p> <p>(1)：1/2</p> <p>(2), (3)：1/3</p>		
県関係課 (申請窓口)	各県環境担当局	所管省庁	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 TEL 03-3581-3351
活用事例			

2 . 融資制度（利子補給制度）

事業名	地域エネルギー開発利用発電事業普及促進融資利子補給制度
目的	実用化段階に至った地域エネルギー開発利用発電事業の広範囲な普及を図るため、(財)新エネルギー財団から金融機関に対し利子補給を行い、これにより地域エネルギー開発利用事業を実施しようとする者が、その資金について金融機関から低利融資を受けられるようにする。
助成対象者	融資対象設備を設置しようとする者
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>廃棄物／バイオマス利用発電事業 廃プラ、都市ゴミ、下水汚泥、農林畜産廃棄物等を用いてメタン発酵、熱分解によりガスを発生させ、又は直接燃焼等により、焼却熱等を発生させ、発電の用途に利用する設備のうち、受入貯蔵施設、変換加工設備、発電設備、後処理設備、輸送設備</p> <p>太陽光発電事業 太陽光を発電の用途に利用する設備のうち、発電設備、蓄電設備、保持設備</p> <p>風力発電事業 自然界の風力を発電の用途に利用する設備のうち、エネルギー変換設備、動力伝達設備、発電設備、蓄電設備、保持設備</p> <p>地熱発電事業 地熱蒸気及びこれに付属して発生する熱水を発電の用途に利用する設備のうち、蒸気及び熱水生産設備、発電設備、熱交換設備、輸送設備（生産井、還元井の掘削に係る費用は除く。）</p> <p>廃熱利用発電事業 工場等の廃熱を廃熱ボイラー等を用いて蒸気又は熱水を製造し、発電の用途に利用する設備のうち、熱交換設備、発電設備、輸送設備</p> <p><u>対象経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資対象設備に係る機器の購入、据付及び工事に要する費用 ・機器据付に伴い必要と認められる既存設備の改修又は補修工事に要する費用 <p><u>融資内容</u></p> <p>融資額（1件当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物／バイオマス利用発電事業、太陽光発電事業、風力発電事業、廃熱利用発電事業：4億円以下 ・地熱発電事業：3億円以下 ・複合利用事業：5億円以下 <p>償還期限：10年以内</p> <p>償還方法：原則として3か月ごとの元金均等償還。ただし、3年内の据置期間を認める。</p> <p>利率：長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率以下とする。 財団は、契約時の借入金利の1/2を利子補給する。 (上限：3%)</p> <p><u>融資申込</u></p> <p>財団の定める期間に取扱金融機関の本支店で受付</p>
所管省庁 (申請窓口)	(財)新エネルギー財団導入促進本部業務部 TEL 03-5275-9823

事業名	地域エネルギー開発利用事業普及促進融資利子補給制度
目的	実用段階に至った地域エネルギー開発利用事業の広範囲な普及を図るため、(財)新エネルギー財団から金融機関に対し利子補給を行い、これにより地域エネルギー開発利用事業を実施しようとする者が、その資金について金融機関から低利融資を受けられるようにする。
助成対象者	融資対象設備を設置しようとする者
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>廃棄物 / バイオマス利用事業 廃プラ、都市ゴミ、下水汚泥、農林畜産廃棄物等を用いてメタン発酵、熱分解によりガスを発生させ、又は直接燃焼等により焼却熱等を発生させ、発電以外の用途に利用する設備のうち、受入・貯蔵設備、変換・加工設備、後処理設備、輸送設備</p> <p>地熱利用事業 地熱水及びこれに付属して発生する蒸気を発電以外の用途に利用する設備のうち、受湯・取水設備、熱交換設備、輸送設備（生産井、還元井の掘削に係る費用は除く。）</p> <p>廃熱利用事業 工場等の廃熱を廃熱ボイラー、ヒートポンプ及び熱交換機を用いて温熱又は冷熱を製造し、発電以外の用途に利用する設備のうち、熱交換設備、輸送設備</p> <p>温度差熱 / 雪氷熱利用事業 河川水等の水又は雪氷を熱源とするヒートポンプ又は熱交換機を用いて温熱又は冷熱を製造し、発電以外の用途に利用する設備のうち、受入・貯蔵設備、熱交換設備、輸送設備</p> <p><u>対象経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資対象設備に係る機器の購入、据付及び工事に要する費用 ・機器据付に伴い必要と認められる既存設備の改修又は補修工事に要する費用 <p><u>融資内容</u></p> <p>融資額（1件当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物 / バイオマス利用事業：3億円以下 ・地熱利用事業、廃熱利用事業、温度差熱 / 雪氷熱利用事業、複合利用事業：5億円以下 <p>償還期限：10年以内</p> <p>償還方法：原則として3か月ごとの元金均等償還。ただし、3年内の据置期間を認める。</p> <p>利率：長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率以下とする。 財団は、契約時の借入金利の1/2を利子補給する。 (上限：3%)</p> <p><u>融資申込</u></p> <p>財団の定める期間に取扱金融機関の本支店で受付</p>
所管省庁 (申請窓口)	(財)新エネルギー財団導入促進本部業務部 TEL 03-5275-9823

事業名	民活法に基づく支援措置
目的	民活法に基づく支援
助成対象者	民間企業、第3セクター 主務大臣が定める基本計画に照らし、整備計画が適切なものとして認定を受けたもの
制度内容	<p><u>対象施設</u></p> <p>RDF発電・熱供給センター（民活法第16号口施設） RDFをエネルギー源に利用して発電又は熱供給を行う施設で、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施設（必須施設） <ul style="list-style-type: none"> 燃料焼却・蒸気発生施設、蒸気利用発電施設又は熱供給施設、管理運営・制御施設 ・関連施設 <ul style="list-style-type: none"> 燃料貯蔵施設、焼却灰等貯蔵施設、共同利用施設 <p><u>採択要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・RDF発電・熱供給センターの床面積：500m²以上 ・燃料焼却・蒸気発生施設：RDF焼却能力 1,600t/年以上 ・発電能力：300kW以上 ・熱供給施設：0.5Gcal/h以上 <p><u>助成内容</u></p> <p>民活補助金(民間能力活用特定施設緊急整備費補助金) 建設事業費（土地取得費を除く）の5%を補助</p> <p><u>政策銀行等による出資</u> 日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫の出融資</p> <p><u>政策銀行等によるN T T無利子・低利子融資</u> 日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫の無利子・低利融資</p> <p><u>産業基盤整備基金による債務保証</u> 特定施設及びその付属施設の建設又は取得に必要な資金、人件費等の資金を債務保証</p>
所管省庁 (申請窓口)	九州経済産業局資源エネルギー環境部環境対策課 TEL 092-482-5499

事業名	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進） (事業開始：H 6年度～)
目的	農業者が、肥料、農業等の投入量削減に役立つ施設や農業廃棄物等の処理・再利用施設、太陽熱・地熱等の未利用資源を有効活用する施設等環境保全型農業を推進するために必要な各種施設の整備を行う場合に、農林漁業施設資金に特利(特別金利)を設ける。
助成対象者	<p>1 共同利用施設 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、5割法人・団体（1）、農業振興法人（2）</p> <p>2 主務大臣指定施設 農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村の認定を受けた者（農協を通じて転貸を受けることもできる。）</p> <p>1:農業者や農協等が出資金の過半を占めるなどの条件を満たす法人・団体のこと</p> <p>2:農業者・農協又は地方公共団体が出資金の過半を占めるなどの条件を満たす法人のこと</p>
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>(1) 共同利用施設（いずれの施設についても畜産業に係るものを除く。） 下記の施設の改良、造成又は取得 農業廃液処理施設、種子等洗浄排水処理施設、堆肥化施設、有機物供給施設、有機物原料・製品貯蔵施設、農業廃棄物処理・再生利用施設、脱臭施設、風力・地熱・太陽熱等利用による発電・暖房施設、攪拌ローター使用混合貯留施設(太陽熱利用)、地熱・太陽熱・廃棄物焼却熱等を利用した温室 市町村が策定した「地域の実情に即した環境保全型農業を推進するための方針」に基づき、その市町村内における環境保全型農業を行うのに必要な施設（畜産業に係るもの及び農産物販売施設を除く。）の改良、造成又は取得</p> <p>(2) 主務大臣指定施設 上記「(1)の」と同じ</p> <p><u>融資内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付利率：1.5%（平成15年10月21日現在） ・融資限度額 農協等(共同利用施設)：負担額の80% 農業者(主務大臣指定施設)：負担額80%又は個人3,500万円・法人7,000万円のいづれか低い額 <p><u>融資条件</u></p> <p>(1) 市町村長の認定を受けるための要件 環境保全型農業を推進するための方針が策定されている市町村内で実施される事業であること 借入希望者が作成した環境保全型営農計画及び事業内容が、この方針に即した適切な内容であること</p> <p>(2) 補助事業の場合 補助事業の補助残に対して融資が受けられる。この場合も、上記「対象事業1の(2)及び2」に掲げる施設に係る借入の場合には、別途市町村長の認定が必要となる。</p> <p><u>償還期限（うち据置期間）</u> 共同利用施設：20年以内(3年以内) 主務大臣指定：15年以内(3年以内)</p>
所管省庁 (申請窓口)	農林漁業金融公庫

事業名	農業近代化資金の建構築物等造成資金（未利用資源活用施設に係る資金）(事業開始：S 56年度～)																								
目的	民間融資機関（農協等）が貸し付ける農業経営の展開を図るために必要な資金について利子補給を行うことにより、効率的かつ安定的な農業経営の確立に資する。																								
助成対象者	認定農業者、認定就農者、その他扱い手農家、農協等																								
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <p>未利用資源活用施設とは、太陽熱、地熱、風力等の自然エネルギー及びもみがら、木くず、家畜排せつ物等副産物又は廃棄物のエネルギーを農業用のエネルギーとして活用するために必要な蓄熱装置、集熱装置、燃焼装置、熱交換器、発電施設及び発酵施設等である。</p> <p><u>融資条件</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">個人施設</th> <th rowspan="2">共同利用施設</th> </tr> <tr> <th>認定農業者</th> <th>その他扱い手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>個人1,800万円 法人3,600万円</td> <td>個人1,800万円 (知事特認2億円) 法人 2億円</td> <td>15億円</td> </tr> <tr> <td>融資率</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>0.75～1.45%</td> <td>1.5%</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>償還期限 (うち据置期間)</td> <td>15年 (7年)</td> <td>15年 (3年)</td> <td>20年 (3年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>利率は、平成15年10月21日現在である。</p>			項目	個人施設		共同利用施設	認定農業者	その他扱い手	貸付限度額	個人1,800万円 法人3,600万円	個人1,800万円 (知事特認2億円) 法人 2億円	15億円	融資率	100%	80%	80%	貸付利率	0.75～1.45%	1.5%	1.5%	償還期限 (うち据置期間)	15年 (7年)	15年 (3年)	20年 (3年)
項目	個人施設		共同利用施設																						
	認定農業者	その他扱い手																							
貸付限度額	個人1,800万円 法人3,600万円	個人1,800万円 (知事特認2億円) 法人 2億円	15億円																						
融資率	100%	80%	80%																						
貸付利率	0.75～1.45%	1.5%	1.5%																						
償還期限 (うち据置期間)	15年 (7年)	15年 (3年)	20年 (3年)																						
所管省庁 (申請窓口)	農林水産省経営局金融調整課 TEL 03-3502-8111																								
活用事例																									

事業名	石油代替エネルギー資金（環境対策貸付）																				
目的	中小企業者における石油代替エネルギーの導入を図る。																				
貸付対象者	石油代替エネルギーを使用又は供給するために必要な設備を設置する者																				
制度内容	<p><u>対象事業</u> 石油代替エネルギーを使用又は供給するための施設の取得に必要な設備資金（「石油代替エネルギー」とは、別表の「エネルギーの種類」欄に掲げるものであって「設備」欄に掲げる設備により利用されるものをいう。）</p> <p><u>融資限度額</u> 7,200万円</p> <p><u>融資利率</u> 基準金利年1.8%（ただし、別表に掲げる設備は特別利率年1.4%） （利率は、平成16年7月14日現在）</p> <p><u>返済期間</u> 15年以内</p> <p><u>据置期間</u> 2年以内</p> <p><u>その他</u> 返済方法、保証人については普通貸付と同じ</p> <p><u>別表</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エネルギーの種類</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バイオマスエネルギー</td> <td>燃料製造設備、熱利用設備、発電設備</td> </tr> <tr> <td>太陽熱</td> <td>熱利用設備</td> </tr> <tr> <td>温度差エネルギー</td> <td>熱利用設備</td> </tr> <tr> <td>天然ガス</td> <td>熱電併給設備</td> </tr> <tr> <td>風力</td> <td>発電設備</td> </tr> <tr> <td>太陽光</td> <td>発電設備</td> </tr> <tr> <td>燃料電池</td> <td>発電設備</td> </tr> <tr> <td>廃棄物</td> <td>燃料製造設備、熱利用設備、発電設備</td> </tr> <tr> <td>雪氷</td> <td>熱利用設備</td> </tr> </tbody> </table>	エネルギーの種類	設備	バイオマスエネルギー	燃料製造設備、熱利用設備、発電設備	太陽熱	熱利用設備	温度差エネルギー	熱利用設備	天然ガス	熱電併給設備	風力	発電設備	太陽光	発電設備	燃料電池	発電設備	廃棄物	燃料製造設備、熱利用設備、発電設備	雪氷	熱利用設備
エネルギーの種類	設備																				
バイオマスエネルギー	燃料製造設備、熱利用設備、発電設備																				
太陽熱	熱利用設備																				
温度差エネルギー	熱利用設備																				
天然ガス	熱電併給設備																				
風力	発電設備																				
太陽光	発電設備																				
燃料電池	発電設備																				
廃棄物	燃料製造設備、熱利用設備、発電設備																				
雪氷	熱利用設備																				
所管省庁 (申請窓口)	国民生活金融公庫 福岡支店 092-411-9111 各支店 http://www.kokukin.go.jp/pfcj/tenpomj.html																				

事業名	資源エネルギー資金
目的	中小企業者の石油代替エネルギーの利用促進を図る。
貸付対象者	石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者。一般ガス事業者で石油代替エネルギーを供給する者
制度内容	<p><u>対象事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油代替エネルギーを使用又は供給する施設を取得(改造, 更新を含む。)するために必要な設備資金 ・ガス事業の近代化又は保安の確保のために必要な設備資金 <p><u>融資限度額</u></p> <p>直接貸付：7億2,000万円 代理貸付：1億2,000万円</p> <p><u>特利対象設備</u></p> <p>原料に占める石油の割合が60%以下のガスの場合 受け入れ・貯蔵設備, 搬送設備, 燃焼設備, 冷房設備, 供給設備</p> <p>原料に占める石油の割合が60%を超え80%以下のガスの場合 受け入れ・貯蔵設備, 搬送設備, 燃焼設備, 冷房設備, 供給設備, 発電設備(原料に占める石油の割合が80%以下のもの)</p> <p>その他の石油代替エネルギーの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備 太陽光, 風力, 廃棄物, 燃料電池及びバイオマスエネルギーに限る。 ・熱利用設備 太陽熱, 廃棄物, 温度差エネルギー, バイオマスエネルギー及び雪氷に限る。 ・燃料製造設備 廃棄物及びバイオマスエネルギーに限る。 ・コーチェネレーションシステム 天然ガスに限る。 <p>ガスの供給圧力改善のために必要な本支管若しくはガスホルダー又は地方ガス事業輸送導管</p> <p>ハイカロリー用製造設備, ハイカロリー用受入タンク, ハイカロリー用圧縮機及びハイカロリー用その他の附属設備</p> <p><u>融資利率</u></p> <p>基準利率 ただし, 2億7,000万円を限度として</p> <p>の設備を取得する場合: 年0.90%</p> <p>の設備を取得する場合: 年1.15%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ の設備を取得する場合: 年1.40% <p>の設備を取得する場合: 年1.40%</p> <p>(平成16年7月14日現在。ただし, 貸付期間に対応して異なる。)</p> <p><u>融資期間</u></p> <p>15年以内(うち据置2年以内)</p>
所管省庁 (申請窓口)	中小企業金融公庫 福岡支店 092-781-2261 各支店 http://www.jasme.go.jp/jpn/business/nw/index.html
活用事例	

事業名	石油代替エネルギー・新エネルギー導入促進関連融資																							
目的	地球温暖化問題に適切に対応しつつエネルギー安定供給確保を図るため、石油代替エネルギー・新エネルギーの利用の推進に必要となる設備を対象として融資を行う。																							
助成対象者	民間企業等																							
制度内容	<p><u>新エネルギー発電プロジェクト</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>対象事業</th> <th>金利</th> <th>融資比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料電池</td> <td>出力100kW以上で廃熱を利用し、かつ、一次エネルギーの利用効率が60%以上の燃料電池</td> <td rowspan="9">政策 金利</td> <td rowspan="9">工事費の 40%</td> </tr> <tr> <td>風力発電</td> <td>出力800kW以上の風力発電施設</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電</td> <td>出力150kW以上の太陽光発電施設</td> </tr> <tr> <td>地熱開発</td> <td>・地熱利用による電気事業及び自家発電事業 ・地熱発電のための蒸気供給業</td> </tr> <tr> <td>バイオマスエネルギー</td> <td>バイオマスエネルギー利用施設の整備事業</td> </tr> <tr> <td>雪氷熱利用</td> <td>雪氷熱利用施設の整備事業</td> </tr> <tr> <td>コーチェネレーションシステム</td> <td>一次エネルギー効率が60%以上で出力50kW以上のコーチェネレーション施設（熱源不問）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>融資期間・据置期間</u></p> <p>融資期間は事業の収益性、設備の耐用年数等を総合的に勘案して決定。据置期間は必要に応じて設定</p>				分野	対象事業	金利	融資比率	燃料電池	出力100kW以上で廃熱を利用し、かつ、一次エネルギーの利用効率が60%以上の燃料電池	政策 金利	工事費の 40%	風力発電	出力800kW以上の風力発電施設	太陽光発電	出力150kW以上の太陽光発電施設	地熱開発	・地熱利用による電気事業及び自家発電事業 ・地熱発電のための蒸気供給業	バイオマスエネルギー	バイオマスエネルギー利用施設の整備事業	雪氷熱利用	雪氷熱利用施設の整備事業	コーチェネレーションシステム	一次エネルギー効率が60%以上で出力50kW以上のコーチェネレーション施設（熱源不問）
分野	対象事業	金利	融資比率																					
燃料電池	出力100kW以上で廃熱を利用し、かつ、一次エネルギーの利用効率が60%以上の燃料電池	政策 金利	工事費の 40%																					
風力発電	出力800kW以上の風力発電施設																							
太陽光発電	出力150kW以上の太陽光発電施設																							
地熱開発	・地熱利用による電気事業及び自家発電事業 ・地熱発電のための蒸気供給業																							
バイオマスエネルギー	バイオマスエネルギー利用施設の整備事業																							
雪氷熱利用	雪氷熱利用施設の整備事業																							
コーチェネレーションシステム	一次エネルギー効率が60%以上で出力50kW以上のコーチェネレーション施設（熱源不問）																							
所管省庁 (申請窓口)	日本政策投資銀行																							
活用事例																								

九州地域バイオマス関係機関連絡会議 監修

九州経済産業局、九州農政局、九州森林管理局、九州
漁業調整事務所、九州地方整備局、九州運輸局、九州
地区環境対策調整官事務所、
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県
独立行政法人農業・生物系特定農業技術研究機構九州
沖縄農業研究センター

九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 編集